

## 仙台市農業委員会第79回総会議事録

○ 開催日時 令和6年10月30日（水曜日）午後1時30分から午後2時17分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 19人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	17 番 中嶋 紀世生
	18 番 松原 菊男	19 番 三浦 彰芳	

○ 欠席委員 0人

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第3号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について

5 報 告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

(5) 送電用電気工作物等の敷地に供する農地転用届出について

(6) 農地法第3条の規定による許可の取消願について

(7) 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻について

(8) 令和6年度第2回企画検討委員会会議報告

① JA 仙台青年部との意見交換会について（案）

② 新規就農者との意見交換会について（案）

③ 令和6年度農地利用最適化推進委員研修会について（案）

6 そ の 他

(1) 会長報告

(2) 農業委員によるタブレット活用項目の実施スケジュール案（抜粋）

(3) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長 庄司 泰久  
 副主幹兼振興係長 山本 幸子  
 振興係技師 山下 由理

事務課長 櫻井 健二  
 農地係長 伊藤 秀宣  
 農地係会計年度任用職員 庄子 尚

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：副主幹	<p>それでは、ただ今から仙台市農業委員会第79回総会を開催いたします。                  開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。</p>	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：副主幹	<p>ありがとうございました。                  次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願いたします。</p>	
議 長 (赤間会長)	<p>本日は、全員出席ですので、会議は成立しております。</p>	
3 議事録署名 委員の指名 議 長	<p>次に、議事録署名委員については、11番 佐々木功治 委員、12番 柴田市郎 委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。</p>	
議 長	<p>議案に入ります。                  第1号議案から第3号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、10月23日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。                  第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。最初に高橋委員長から調査の結果を報告願います。</p>	
高橋第二調査 委員会委員長	<p>第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、10月23日に実施いたしました。調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、菊地郁夫委員、中嶋紀世生委員の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、佐藤成悦推進委員、庄子智史推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が3件、売買による新規就農が1件、贈与による農業承</p>	

継が2件の合計6件です。調査の結果報告は、番号1番を熊谷幸夫委員から、番号2番を阿部康幸委員から、番号3番と4番を菊地郁夫委員から、番号5番と6番を中嶋紀世生委員からします。番号2番は、口頭報告をします。

(書面報告)

(8番熊谷幸夫委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈は作業委託により、家族2人で5aの農地を耕作しています。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知(合意解約)が出ております。10月6日に永野真農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

阿部康幸委員  
(4番)

番号2番は、売買により新規就農するものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人はこれまで、貸農園で野菜を栽培してきましたが、今回農地を購入し、新規就農するものです。現在トラクター1台を所有し、坪沼・秋保での研修や実家で果樹栽培について指導を受けた経験を活かし、1人で16aの農地にブドウ・キウイ・ブルーベリー・その他野菜を栽培する計画です。果樹については、ポット・鉢植えによる自動かん水システムを計画しており、販売はネット販売や直売を検討中です。10月15日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(7番菊地郁夫委員報告)

番号3番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台を所有し、稲刈は作業委託により、家族2人で56aの農地を耕作しております。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知(合意解約)が出ております。10月15日に庄子智史農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、贈与により農業承継するものです。父から子への贈与です。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で454aの農地を耕作しております。10月12日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(17番中嶋紀世生委員報告)

番号5番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で205aの農地を耕作しております。10月15日に庄子智史農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、贈与により農業承継するものです。譲渡人の子、子の配偶者、孫に持分3分の1ずつ贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機2台、田植機1台を所有し、稲刈は作業委託により、家族5人で134aの農地を耕作しております。10月11日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時38分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査  
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、佐々木功治委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で行いました。今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用するものが4件、工事用地に一時転用するものが4件の合計8件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を佐々木功治委員から、番号3番から6番までを小野寺潔委員から、番号7番と8番を鈴木可和委員からします。番号7番は、口頭報告をします

(書面報告)

(11番佐々木功治委員報告)

番号1番と2番は関連がありますので一括して報告します。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田1,764㎡を転用し、太陽光発電パネル170枚(発電出力49.5kw)に439.15㎡、通路等に720.93㎡、保護法面に603.92㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例による届出が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(6番小野寺潔委員報告)

番号3番は、使用貸借権の設定により、工事用地に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、電気事業者が畑27,508㎡のうち1,142.44㎡を一時転用し、工事用地に1,129.70㎡、休憩所等に12.74㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和7年3月31日までです。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、賃借権の設定により、工事用地に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。申請は、電気事業者が畑9,899㎡のうち690.82㎡を一時転用し、工事用地に659.32㎡、休憩所等に31.50㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和7年5月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、農振農用地区域であることから、農林企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無い」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番と6番は関連がありますので一括して報告します。賃借権の設定により、工事用地に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。(土地改良事業実施団体は解散済。大倉川土地改良区の区域外。)申請は、電気事業者が田2,895㎡のうち801.22㎡を一時転用し、工事用地に765.22㎡を、休憩所等に36㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は令和7年5月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、番号6番について利用権による賃貸借が設定されていることから、耕作者から一時転用への同意書が提出されております。さらに、農振農用地区域であることから、経済局農林企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無い」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

鈴木可和委員  
(14番)

番号7番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田1,101㎡を転用し、太陽光発電パネル148枚(発電出力49.5kw)に399.77㎡、通路等に701.23㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。

す。また、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例による届出が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(14番鈴木可和委員報告)

番号8番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田2,314㎡を転用し、太陽光発電パネル144枚(発電出力49.5kw)に388.97㎡、通路等に1,371.55㎡、保護法面に553.48㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例による届出が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

大泉権吾委員  
(5番)

番号7番と8番ですが、この2件は近い場所に太陽光発電パネルを設置するのとですが、設置するパネルの枚数や出力もほぼ同じなのに、通路などに使用される面積に2倍近くの違いが出ているのはどうしてでしょうか。

事務局農地係長

番号7番と8番は道路を挟んで向かい合わせになっている場所です。番号8番の面積の方が大きいという点については、土地が川に面しており、法面になっている部分が多く、効率良く太陽光パネルも設置できないとのことで、設置枚数などに対して転用面積が大きくなっています。

柴田市郎委員  
(12番)

私も知っている土地ですが、事務局から説明があったとおり、平たん地じゃなく、傾斜地に面している土地なので、このような状態になっているようです。

議長

他に何かございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。  
第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時46分)

議 長

次に、第3号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について を上程いたします。

高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査  
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、佐々木功治委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で調査を行いました。今回の申請は、一般住宅及び資材置場に転用していたものの事業計画変更承認を申請するものが1件です。調査の結果報告は、私（高橋勝彦委員）からします。

(書面報告)

(15番高橋勝彦委員報告)

番号1番は、売買により一般住宅および資材置場で許可を受けていましたが、施設の配置および面積の内訳を変更するため、事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。一般住宅および資材置場の目的で令和6年8月29日付けで農地法第5条許可を受けましたが、当初申請していた事業計画の建物配置では上水道および下水道の引き込み費用が膨大となることが判明したため、施設の配置を変更するものです。変更後の申請は、畑856㎡を転用し、実測面積856.30㎡を一般住宅に80.32㎡、庭・通路等に358.22㎡、駐車場に54㎡、資材置場に363.76㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額融資であり、金融機関の融資証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)



議 長	<p>それでは、意見等がなければ採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定については、承認と決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時48分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(7)農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻についてまでを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり3件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり11件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、3ページから4ページに記載のとおり12件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、うち1件は包括遺贈によるものです。事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、5ページに記載のとおり3件ありました。(5)送電用電気工作物等の敷地に供する農地転用届出については、6ページに記載のとおり2件ありました。(6)農地法第3条の規定による許可の取消願については7ページに記載のとおり1件ありました。(7)農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻については、8ページに記載のとおり1件ありました。(1ページの4条届出の番号44で届出)</p> <p>農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に、(8)「令和6年度第2回企画検討委員会会議報告」についてを、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。</p>
阿部企画検討 委員会委員長	<p style="text-align: center;">— 報告 —</p> <p>(8)令和6年度第2回企画検討委員会会議報告</p>

- ① JA 仙台青年部との意見交換会について（案）
- ② 新規就農者との意見交換会について（案）
- ③ 令和6年度農地利用最適化推進委員研修会について（案）

議 長

報告事項(8)について、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

(午後1時55分)

議 長

続きまして、その他に入ります。

(1)会長報告は、私（赤間 敬 会長）からいたします。[資料4](#)をご覧ください。

会 長

— その他 —

(1)「会長報告」

議 長

ご質問等がございますか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に(2)「農業委員によるタブレット活用項目の実施スケジュール案（抜粋）」を、事務局から説明願います。

事務局長

— その他 —

(2)「農業委員によるタブレット活用項目の実施スケジュール案（抜粋）」

議 長

ご質問等がございますか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に(3)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。

事務局

— その他 —

(3)「事務局からの連絡事項について」

(口頭連絡のみ) 調査委員会に係る非農地判断の調査について

1 令和6年度農業委員会職員全国研究会での事例報告内容について（仮）

2 「令和6年度みやぎ農業経営相談会」開催について

3 11月～12月の予定表

4 低濃度 PCB 廃棄物の確認と処分についてのチラシ（環境省作成）

5 他都市農業委員会だより等（盛岡市、新潟市、横浜市、農政時流）

議 長

ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。

（質問等なし）

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。

他に何かございますか。

なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：副主幹

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務  
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第79回総会を閉会します。

閉 会

（午後2時17分）